

令和6年9月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三宅町長 森田 浩司

市町村名 (市町村コード)	三宅町 (29362)
地域名 (地域内農業集落名)	伴堂 (全域)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月21日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、多くの農地で水稻栽培や畠作等の耕作が行われている。かつて出屋敷地区に多く見られた放棄地は担い手により解消され、耕作開始に向けた動きが見られているところである。

しかしながら、耕作者(所有者)の平均年齢が72.9歳、耕作者のうち60代以上が占める割合が94.1%と非常に高齢化がすんでおり、今後耕作者の離農に伴う担い手不足による耕作放棄地化が懸念されている。そのため、現在地域内にて多くの農地を預かっている担い手へ集積・集約化を進めていく必要がある。

#### 【地域の基礎的データ】

耕作者(所有者):136人(うち50歳代以下8人)

主な作物:水稻

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農地の9割を占める水田について、担い手へ集積・集約化を進めていく。地域の中心となる担い手より要望のある作業の効率化に向けた取り組みについて、地積更正を行った後、所有者同意の下、畦畔を除去し農地を大区画化する等、担い手の作業効率改善に向けた整備の実施について検討する。また、特別栽培米や有機栽培米の取組など、環境に配慮した水稻栽培を推進し、他産地との差別化を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域となる太子道西側エリアと県道197号線東側および町道1号線南側エリアの2か所を設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手の経営意向を汲みながら、後継者不在等により農業上の利用を行う意思の無い地域内の農地を担い手へ段階的に集積・集約化を進めていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構と連携し地域内外問わず農地の借受希望者の情報収集を行い、農地所有者(貸付者)の意向を把握した上で、担い手とのマッチングを図る。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、畦畔を除去し農地の大区画化等の整備を検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県や農地中間管理機構、JA等と連携し、地域内外問わず担い手を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

担い手の確保が困難な場合は、必要に応じてJA等の農作業委託を活用し、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】